

佐古愛己 著

平安貴族社会の
秩序と昇進

思文閣出版

序章

官僚制国家において、官人を律するための有効な手段は、国家が官人の意識の内部を支配することであり、「その決定的な手段はかれらの『昇進』」を掌握することであるという。なぜなら「『国家の目的は、個々の官僚についていえば、かれの私的的目的、すなわちより高い地位への狂奔、立身出世することに転化している』からである」。つまり、「国家は『昇進』を媒介として国家目的を実現するのである」⁽¹⁾。

これは、石母田正氏が古代律令官僚制と昇進制度との関係について論じられた一節である。この指摘は、「官僚制」やその「国家」のみに限定されるものではなく、あらゆる集団を支配する上で普遍性を有する特徴であると諒解する。

律令制の下では、『官位令』に「凡_レ臣事_レ君、尽_レ忠積_レ功。然後得_ニ爵位_一。得_ニ爵位_一、然後受_レ官⁽²⁾」という原則があり、位階は官職に先行し、位階を得ることによって官職に就く条件が得られた。そして、「事_レ君、尽_レ忠積_レ功」むことよって得られる位階は、「君主と臣下の間に存在する忠誠関係を制度的に表現するもの」⁽³⁾と位置づけられていた。

後述の通り、九一〇世紀に位階制は大きく転換する。しかし、律令官位自体は、中・近世へと後世まで長く残存し、「君主と臣下の間に存在する忠誠関係を制度的に表現するもの」という基本的な位階の性格は連綿と有し続けると考えられる。

そこで重要なのは、「君主」や「臣下」の存在形態や、何をもつて位階授与の対象となるべき「忠誠」とみなされるのかという点については、時代や社会によつて異なるという点であろう。したがつて、それを追求することは、各々の時期における「君主」と「臣下」の関係、また「忠誠」の内実、さらには「より高い地位への狂奔、立身出世」という欲望を利用した当該社会における編成原理の特質を解明することに繋がるのではないだろうか。筆者の問題関心はかかる点を淵源としている。

従来、平安時代・中世における官位制度は、律令官位制の形骸化、売位売官の横行という側面が注目、評価され、ひいては貴族社会の頹廢性の象徴として認識されてきた。しかしかかる評価は、律令官位制および昇進制度こそが正統だとする觀念のもと、該期社会における官位の意義や昇進制度の実態解明が十分なされないままに評価されているという問題がある。

本書は、平安中・後期を主要な検討対象としつつ、その前後の時代にも検討をおよぼし、律令体制下から中世にいたる平安貴族社会の編成原理と昇進制度について考察するものである。特に、位階・叙位制度に焦点をあて、未だ十分に解明されているとは言い難い平安中期以降の叙位制度の実態解明を目指すとともに、平安貴族社会における編成原理とその展開を追求して、律令官僚制的社会から中世公家社会成立過程の特質の一端を明らかにしたい。その際、位階を媒介とする関係において、「より高い地位への狂奔」を示す「臣下」と、それを利することと「国家目的を実現」しようとする「君主」、各々の視座からの分析を試みる。

同時に、律令官位が後世まで継承され、さまざまな集団・階層における身分階級指標として機能するようになる要因についても検討を加える。

はじめに、本書と関連する諸分野の研究史を概観しつつ、各論における筆者の問題関心と検討課題などを提示し、最後に本書の構成を記すこととした。

本書で扱う主として五位以上の官位は、支配者集団内における身分標識として後世まで現実に意味を有し続けているが、これらに関しても、「古代の官位」の特質とは異なったものに転換し、さまざまな支配者層や支配者集団内部の身分標識、さらには秩序形成手段としての機能を獲得したと筆者は推測している。

中世の官位秩序は「古代以上にはるかに広範な社会」編成に資する機能を有し、中世社会は、微視的にみると日本列島各地のさまざまな社会集団内において、位階官職の授与によって秩序が構築・維持・再生産される実状があり、巨視的にみるとそれらが全体として、ゆるやかに治天の君に繋がる位階官職授与を媒介とする大きな秩序が構築・維持・再生産される社会であったと推察されるが、このような官位の機能が形成された過程を本書では論じていきたい。そして、かかる秩序は決して上から強制したのではなく、上下双方の欲求と作用によって拡大・浸透していった実状を描き出したいと思う。

第五節 本書の課題と構成

以上の研究の現状に鑑み、本書では第一～四節にとりあげた関連研究の成果や研究視角、分析方法、そして課題を踏まえ、平安初期から鎌倉期までの叙位制度を包括的に捉えて全体像を素描するとともに、その特質の究明を試みる。さらに叙位や官位秩序の分析を通じて、律令官人制から中世公家社会への展開過程や貴族社会の編成原理の一端を解明することを目指したい。

以上の点を踏まえて、本書の行論の概要を以下に提示することとする。

「I 叙位制度と貴族社会」では、五つの章と二つの補論を配置して律令制下の叙位制度から中世公家社会における叙位制度の変遷過程を明らかにしつつ、個別制度研究の成果を踏まえて全体像を提示する。

序 章

第一章では、考課成選制の後継として平安時代の叙位制度の中核に位置づけられている年劳制について、変質

が指摘される一一世紀以降の年勞に検討を加え、公達の公卿昇進コース上の近衛・弁官の勞、諸大夫層の外記・史の勞、侍層の諸司・諸衛の勞、各々の運用実態を解明しつつ、変容の要因に検討を加えるとともに、当該期の叙位における年勞制の位置づけを考える。

平安時代の叙位制度の根幹となる年勞制に対して、その他の昇進事由は勞を補い昇進速度を速めたり、叙任の優先順位を上げる働きがあったというのが先学の大方の一致した評価である。その事実には大概異論はないが、昇進を梃子として社会編成を行い得るという視座からすると、昇進事由が有する意義は、昇進速度のみに還元されない²²と認識する。それは例えば、位一階が付与されると、授位事由によって被叙任者の喜悅の度合いが異なるという史料上から窺知される当該期の人々の心理に鑑みれば明らかである。こうした関心に基づいて、さまざまな叙位事由の特質を以下の章では考察する。

第二章では、年勞制度の成立期から摂関・院政期における展開について概観するとともに、給主の身位・出自別による被給者決定についての関与の相違などを検討する。また、叙位文書等の分析を通して、当該叙位全体における年爵の位置づけを解明する。本章の検討は、尾上陽介氏の研究成果を踏まえたものであるが、尾上氏が批判された時野谷滋氏の年給制研究に関して、氏が年給²³俸禄制の論拠とされた叙料支払い事例について、再検討を加える過程で、叙料支払いは、故人の未給もしくは困窮の給主の御給に限定してみられるという事実に思いつき、改めて年給制度の本質を補足的に論じたのが、補論一である。

第三・四章では、平安時代・中世公家社会における貴族の昇進において最も重要な事由の一つであったと筆者が推察している勸賞について考察した。勸賞は、福井俊彦氏が年勞とともに考察を進めるべき重要性を指摘されたにもかかわらず、その内容の豊かさと同様性から、一見すると乱雑で混沌とした印象を与え平安時代・中世叙位制度の形骸化を明証する論拠とされたり、当該制度の無秩序さを印象づけている感が強く、殆ど研究がなされ

ていない。現状では、官行事所に関わる勅賞、権門主権の行事に関わる勅賞、その他の勅賞が成功と明確に区分されず混同して言及される場合もみられるため、基礎的な検討から進めていく必要性を痛感している。

本書は、勅賞が行事所制や官司請負制など、中世の官司制と関連の深い昇進事由であると同時に、「院家沙汰」など権門が主体となる行事運営にも密接に関わるという点に鑑み、かかる視点から勅賞を大別して考察することによって、貴族社会の秩序形成のあり方や社会編成の論理の変化についても論究を試みる。第三章では、神社行幸を素材として、官方行事に関わる行事賞について考察し、第四章では、朝覲行幸を対象として、主に「院家沙汰」行事における勅賞を分析してその特質を論じる。その際、神社・朝覲行幸の撰関・院政期それぞれにおける行事の性格や政治史的な意義に留意して検討を進めることとする。

補論二では、勅賞や年爵とともに、院政期以降の叙位で多見する「臨時」なる尻付（叙位事由）に検討を加え、中世的な叙位方式の形成過程について考察するとともに、中世叙位制度の特質について解明を試みる。とりわけ一三世紀半ば以降、叙位除目の編目を掲げてたびたび出される公家新制や両統の分裂、公家の分家の進行という政治・社会状況と昇進制度との関係を分析する。ただし、鎌倉期以降の叙位の実態調査や公武関係を含む政治情勢を踏まえた分析など、今後の検討課題も多く残されているため、試論的な位置づけとなる。

第五章では、第一―四章と補論で論じた個別制度の実態、および先行研究の成果を踏まえて、律令制下の官人昇進制度から叙位制度の展開を明らかにするとともに、中世にいたる叙位制度の総合的な把握を行う。なかでも、〈君恩―奉仕〉関係の変化に注目し、平安時代の官司運営方法や天皇・院と貴族との人格的関係のあり方と昇進制度との関連に留意して、叙位制度の変遷を明らかにする。本書における、現段階での叙位研究の到達点の提示を試みて、この位置に配置した。

さまざま問題に関する論考をまとめて配した。各章の有機的な関連を明確にしているためには、さらなる検討を進める必要があるため、本書では今後の研究課題と問題提起という側面が強いことを付記しておく。

第六章では、日本最古の語源辞書『名語記』の著者経尊の出自を、『名語記』の内容、醍醐寺関係文書、系譜類から検討を加え、花山院家と確定するとともに、平安末期以降の同家の政治的位置や幕府との関係にも検討を加え、経尊の辞書執筆の背景について論じた。本書での位置づけを考慮すると、本章の検討は当該期の昇進、さらには公家社会における「家」秩序から排除され、逸脱した者の存在意義の側面を照射したという点において、これ以前の章での検討を相対化する目的がある。中世貴族社会に生を享けながら、官位秩序や「家」から排除された人々は夥しい数に上ったと推察されるが、彼らは如何なる目的を持って、どのような人生を送ったのか、その実態は彼らの多くが何の足跡も残さずに歴史の闇のなかに消えているため不明な点が多い。経尊は特異な存在であるとは想像されるものの、その片鱗をうかがい知る貴重な素材になるものと考えられる。

第七章では、中世国家財政の一翼を担う経費調達制度の一つに位置づけられている「受領の成功」について検討を加える。特に受領成功の人事・昇進制度としての側面に焦点をあてて、撰関期と院政期との相違や、王家関連施設の造営と撰関家関連施設の造営との相違を明確にしつつ、院政期において大規模造営が次々に遂行された背景を論じる。

第八章では移徙の歴史的意義を考える。平安中期以降、天皇および上皇の頻繁な移動が史料上確認されるが、なかでも「移徙」と呼ばれる家移りがかくも頻繁に行われたのは何故か。その背景を探るべく各々の移徙事例を博搜して、移徙の実施要因を解明する。移徙が実行されるためには、旧居を出る理由と新居の造営が前提となっているため、現住居を離反する契機として最も多い、内裏（大内裏）や院御所焼亡に着目して皇居や院御所造営と受領成功との関係に検討を加える。

終章では、各章の総括と、本書での考察で得られた知見をもとに、古代から中世への転換のあり様と特質、そして今後の課題について述べることにしたい。

- (1) 石母田正「古代官僚制」(『石母田正著作集第三卷 日本古代国家』、岩波書店、一九八九年、初出は一九七三年) 三六〇頁。カール・マルクスの「ヘーゲル国法学批判」を引用して、石母田氏が日本の古代官僚制について論じた部分である。
- (2) 『令集解』巻一「官位令第一」。
- (3) 石母田氏注(1)所引書三四三頁。
- (4) 『令集解』巻一「官位令第一」。
- (5) 竹内理三「律令官位制に於ける階級性」(『竹内理三著作集第四卷 律令制と貴族』、角川書店、二〇〇〇年、初出は一九五七年)。
- (6) 野村忠夫①『増訂版 律令官人制の研究』(吉川弘文館、一九七八年、原版は一九六七年)、同②『古代官僚の世界——その構造と勤務評定・昇進——』(塙書房、一九六九年)。
- (7) 時野谷滋『律令封禄制度史の研究』(吉川弘文館、一九七七年)。
- (8) 早川庄八『日本古代官僚制の研究』(岩波書店、一九八六年)。
- (9) 石母田氏注(1)所引書三四二頁。
- (10) 吉川真司「律令官僚制の基本構造」(『律令官僚制の研究』、塙書房、一九九八年、初出は一九八九年)。
- (11) 虎尾達哉「律令官人社会における二つの秩序」(『律令官人社会の研究』、塙書房、二〇〇六年、初出は一九八四年)。
- (12) 今正秀「王朝国家宮廷社会の編成原理——昇殿制の歴史的意義の再検討から——」(『歴史学研究』六六五、一九九四年)。
- (13) 石母田正「古代末期の政治過程および政治形態」(『石母田正著作集第七卷 古代末期政治史論』、岩波書店、一九九四年)。

かかる理解を裏づける史料として注目されるのが、治承元年（一一七七）二月一七日の蓮華王院五重塔供養の勸賞に関する記録である。

一、賞事

從三位藤原実宗上西門院 同長方院 從四位上同実教院 從五位上同隆清隆季讓

中宮御給、追可_レ被_二申請_一云々。行事弁賞、追可_二申請_一云々。余案_レ之、今度御塔供養偏為_二院家沙汰_一、日時・僧名於_レ陣不_レ被_レ定。然者何被_レ定_二弁・上卿_一哉。隆季・経房共院司奉行也。然者勸賞之時、皆可_レ在_二院御給之中_一也。永保九重塔為_二公家御願_一、被_レ宣_二下上卿・弁等_一了。今度之儀、不_レ可_レ似_二彼例_一耳。⁽⁵⁶⁾

右の史料から、後白河院政の視點法住寺殿内に新造された五重塔の落慶供養は、白河天皇による法勝寺九重塔供養の例に習い盛大に催されたが、永保の九重塔が、公家（白河天皇）の御願で建立されたのに対して、今回は後白河院の発願によるため、日時・僧名などは院御所で定められたことがわかる。すなわち、前者は「官行事」、後者は「院家沙汰」として実施された。そして、九条兼実の理解によると、日時・僧名定が陣座で催される官行事の場合、官行事所の上卿・弁などが勸賞に与えることは至当であるが、院家沙汰における院司奉行への勸賞は、「皆可_レ在_二院御給之中_一」きだという。これは一体、如何なることを意味しているのだろうか。かかる疑問について、院政期における朝覲行幸の分析を通して考察したい。

第三節 院政期の朝覲行幸

(一) 院政期朝覲の特質

後三条・白河朝には、いずれも父院の死去にともない、母・祖母である陽明門院禎子内親王への拝覲が実施さ

れた。儀礼内容には前代との明確な相違はみられない。

一方、朝覲行幸に関する史料を通覧した結果、寛治二年（二〇八八）正月一九日の堀河天皇代始めの朝覲行幸以降では、次に記した六つの新規現象ないし変化が現れる。

一、「年々必有⁽⁵⁷⁾行幸」とあるように、白河院政期以降は諒闇などの特別な事情がない限り、毎年実施する恒例行事となった。

二、摂関期における朝覲行啓は、天皇と東宮が父子関係の場合、東宮は主に天皇に対して拝覲を行い、時に祖父である上皇に対しても実施したが、院政期では拝覲の対象は「知⁽⁵⁸⁾世院并国母」に限定され、天皇と皇太子が父子関係にあっても、天皇に対する朝覲行啓が実施されることはない。そして、天皇の朝覲行幸と、皇太子の行啓が同日となり、同殿した場合でも、ただ「御対面」とあるのみで、天皇に対する拝覲は確認できない⁽⁵⁹⁾。この事實は、天皇および皇太子が「孝敬之礼」を表すべき対象が、王家の家長たる一院と母后とに限定されたことを意味する。ここに院政期の朝覲儀礼や王家のあり方の特質が顕現しているといえよう。

なお、鳥羽院没後、直系尊属が不在となった後白河天皇が、王家家長たる美福門院の養子となり、擬制的母子関係を結んで彼女に対して、東宮とともに参覲した事實は、かかる変容を具現している⁽⁶⁰⁾。

三、院政の政治構造上、右記の内容を有する朝覲儀礼の重要性は飛躍的に高まったと考えられ、儀式が盛大となり、参列や準備に関わる人数が増加した。

四、朝覲行幸定が院御所において開催され、定文を作成して諸役の割り当てが厳密に決められるようになった。

五、勅賞叙位がほぼ毎年実施されるようになり、身分秩序の確認儀礼としての意義が大きくなった。

六、寛治二年（一〇八八）朝覲の舞楽御覧において、狛光季以下楽人・舞人三名に対して叙爵または近衛将監補任の叙任が行われた。これ以降、少なくとも代始めには必ず楽人らへの勅賞が実施されるようになった⁽⁶¹⁾。

以上のような特徴のうち、本章では主として勅賞に関連する事項のみをとりあげて分析する。その他の点については別の機会に論じることとしたい。

(二) 勅賞叙位と恒例叙位

冒頭に掲げた寿永二年(一一八三)二月の朝覲では、「其儀、西対南広廂、自_(去)東第二門、追_(去)北長押、敷_(去)厚円座一枚、為_(去)撰政御座。其西頗_(寄カ)宰_(南)、敷_(去)同円座一枚、為_(去)大臣座。撰政御座南_(去)玄三許_(尺)敷。敷_(去)円座一枚、為_(去)執筆座。其東立_(去)切燈台。頃之撰政令_(着)着_(去)円座_(給南)給_(面)」⁽⁶²⁾とみえるように、正月の恒例叙位宛らの舗設が、行幸先である院御所の広廂に整えられ、叙位儀が行われた。そこでは、院が記した「叙人交名」や「折紙」⁽⁶³⁾に基づき叙人の名を撰政が読みあげ、それを執筆が書き留めて「叙位」が作成されている。⁽⁶⁴⁾

院政期における正月の恒例叙位と朝覲での勅賞叙位では、実施場所が(里)内裏か院御所であるかの違い以外は近似しているようにみえる。しかし、叙位文書や叙位の内容を検じてみると、両者の違いは明白である。

仁安二年(一一六七)正月に行われた恒例叙位と六条天皇代始めの朝覲行幸における勅賞叙位とを比較検討してこれを確認してみたい。前者では、例年同様に、外記が進める「十年勞帳」と、藏人が持参する各種申文と目録が整えられ、叙位儀が始まる。第二章で述べた通り、実質的に有効な叙位は院の「折紙」に記されたが、これら勞帳以下一連の叙位関連文書は叙位儀のさいに毎回必ず揃えられる。そして、聞書から叙位の内訳をみると、

正四位下

源通家_{院保二年御給}左近少将

藤原基家_{上西門院御給}同少将

源通能_{中宮御給}左近少将

藤原脩範_{院御給}左近少将

平時忠_{藏人頭}右中弁_{臨時敷}

従四位上

藤原親信_{鳥羽院保安五年御給}右馬頭

源清雅_{待賢門院永久元年御給}木工権頭

従四位下 大江維光策 勞

従五位上 三善行衡上算博

中原親成藏助

従五位下 藤朝宗藏人

藤宗行氏

藤兼宗皇太后宮

此外諸司諸衛卅人、不_レ違_二記録_一。

和氣定長諸陵頭

藤基輔皇嘉門院御給

同康貞部氏

同仲家同去

同能成皇太后宮

藤光綱兵部少輔

藤信行一簡

清原頼弘記外

橘兼忠氏

藤公定女御

同資紀右馬助

大中臣定隆御祈

源雅家天曆

藤定行大宮

同範能同去

とあり、加階が一六人、叙爵は前掲一二人に加えて、「此外諸司・諸衛卅人。不_レ違_二記録_一と記されているので、四二人以上いるとみられ、叙人総数は五八人以上にのぼる。

総数五八人と仮定して叙位の内容と割合を示すと次のようになる。

加階_二約二八_一%

内訳 院宮御給_二七件(当年給_二四件、未給_二三件)、臨時_二一件、賞_二一件、年勞_二六件(策勞、算博士、

諸陵頭、兵部少輔、右馬助、内藏助)、簡_二一件

叙爵_二約七二_一%

内訳 氏爵_二四件、院宮御給_二五件、巡爵_二三件、諸司・諸衛勞_二三〇件以上

つまり、叙爵の割合が七割強と高く、官職の勞に基づく年勞制的な昇進事由(年勞、巡爵)が約七割(六七

%にのぼる。

これに対して、同月二八日の朝覲行幸勅賞では、

従二位 源師仲院司

藤原公保同

同隆季同

同顯長 同

同顯時 同

同実房 同

平重盛 同

正三位 藤原資長院司

同成頼 同

同顯広 同

同成範 同

平頼盛 同

従三位 藤原忠親院司

正四位上 藤原清隆院司

従四位下 藤原俊経中宮御給

正五位下 高階泰経院司

藤原朝親院司

同季能 同

従五位上 平親宗院司

藤光範 同(66)

同資泰中宮

同盛方院司

とあり、叙人総数は二六名。全て加階で、うち三位以上が一二名(五〇%)を占める。そして、叙位事由は「臨

時」という事由が一件ある他は、「(後白河院)院司」「中宮(藤原育子)御給」「撰政(藤原基房)家司」「女御殿(平滋

子)御給」とみえ、当然のことながら全て朝覲行幸に関わる勅賞である。

両者の比較から、恒例叙位では九一〇世紀に成立した叙位制度に関わる事由、なかでも官司の労を評価基準

とする事由による昇進が中心となり、その多くが叙爵だったのに対して、加階は勅賞に大きく比重を移している

事実が窺知される。この現象は貴族社会の昇級における恒例叙位の意義が、以前よりも低下したという実態を示

している」と評価できよう。

井原今朝男氏が「中世的天皇」の特徴として、「中世的権門による天皇の政治的利用が顕著になること」を指

摘し、行幸と勅賞に関して、「こうして天皇は院司家司ら家政機関職員や寺社の僧位僧官の叙任権を掌握し、寺社間の序列化や寺社内部の身分秩序をも決定する根幹・基準となっていた。逆説的にいえば、院・撰閥家・寺社など中世的権門による天皇の共有化が進み、その関係者が天皇を利用して官位官職を獲得していったものといえよう」⁽⁶⁷⁾と論ぜられているように、勅賞とは院（治天の君）が近臣等の官位獲得のために設けた昇進機会であると評することができるであろう。

しかし、院が単に近臣の官位獲得を目指すのであれば、恒例の叙位除目において、「折紙」等によって思い通りの人事を実現することも可能であったという事実を鑑みれば、わざわざ別の昇進機会を設けなくとも実行できたはずである。そうであるならば、何故に勅賞叙位を定着させる必要があったのか、さらなる検討が必要であろう。

そこで、恒例叙位では撰閥期以前に成立している種々の事由による叙位が主流であるという特徴に注目すると、かかる昇進事由に拘束されない新しい昇進基準に基づく叙位を実施する意義が、勅賞にはあったと考えられるのではないだろうか。それでは、新しい昇進基準とは具体的に如何なるものか検討しよう。

(三) 勅賞の「給主」と受賞者

朝覲行幸勅賞の尻付には、「○○院御給」や「○○院分」など、勅賞の「給主」（授賞の権利を有する人々を本書では便宜的に「給主」と記載することとする）を主体とした書き方と、受賞者を主体として「給主」との関係が記す「院司」「○○院別当」「○○院判官代」「撰閥家司」「皇后宮権大夫」のようなものがあり、記載方法は一様ではない。一見すると年爵と混同しそうな感があるが、年爵とは異なり年間の実施回数、さらに叙人数や位階等に制限はない。⁽⁶⁸⁾

[表3] 朝覲行幸勸賞の「給主」一覧

朝覲行幸(主体と対象)	勸賞の「給主」	「給主」の天皇との関係 (★は天皇家家長)
後三条→陽明門院禎子内親王	陽明門院禎子内親王	母后★
白河→陽明門院禎子内親王	陽明門院禎子内親王 中宮藤原賢子	祖母★ 妻后
堀河→白河院	白河院 齋宮・中宮・郁芳門院媞子内親王 姫宮令子内親王 摂政・大蔵藤原師実	父院★・ 同母姉妹・准母 同母姉妹 摂関家
鳥羽→白河院	白河院 摂政藤原忠実 中宮藤原璋子 皇后宮令子内親王	祖父★ 摂関家 妻后 准母
崇徳→白河院	白河院 鳥羽院(新院) 待賢門院藤原璋子 前斎院恂(統)子内親王	曾祖父(父)★ 父院 母后 同母姉妹
近衛→鳥羽院・皇后藤原得子	鳥羽院 崇徳院(新院) 皇后美福門院藤原得子 摂政藤原忠通 摂政北政所藤原宗子 暲子内親王 高陽院藤原泰子 高陽院姫宮叡子内親王 前斎院統子内親王 皇太后宮藤原聖子 通子(本朝世紀久安2年2月1日条)	父院★ 異母兄 母后 摂関家 摂関家 同母姉妹 父院の妻后 同母姉妹 異母姉妹 養母 不明
後白河→美福門院藤原得子	美福門院藤原得子 春宮(二条)	養母★ 息子・皇太子
二条→後白河院	後白河院 美福門院藤原得子 八条院暲子内親王 皇后宮統子内親王 中宮姝子内親王 女御藤原琮子	父院★ 養母 准母 父院の准母 妻后 父院の妻后
六条→後白河院	後白河院 中宮藤原育子 女御藤原琮子 摂政藤原基房	祖父★ 養母 祖父の妻后 摂関家
高倉→後白河院	後白河院 建春門院平滋子	父院★ 母后

第四章 非「官方行事」における勅賞の特質

	上西門院統子内親王	父院同母姉妹・父院准母
安徳→後白河院・建礼門院平徳子	後白河院 建礼門院平徳子 皇后宮亮子内親王 八条准后藤原通子 摂政藤原基通	祖父★ 母后 准母 准母 撰関家
後鳥羽→後白河院	後白河院 殷富門院亮子内親王	祖父★ 准母
土御門→後鳥羽院	後鳥羽院 七条院藤原殖子 春宮(順徳) 摂政藤原基通 一品昇子内親王	父院★ 祖母 異母弟・皇太子 撰関家 異母姉妹
順徳→後鳥羽院	後鳥羽院 修明門院藤原重子 春華門院昇子内親王	父院★ 父院の後宮 准母
後堀河→後高倉院	後高倉院	父院★
後堀河→北白川院	北白川院藤原(持明院)陳子 安嘉門院邦子内親王 安喜門院藤原(三条)有子	母★ 准母 妻后
後深草→後嵯峨院	後嵯峨院 大宮院藤原(西園寺)姞子 摂政藤原(近衛)兼経 前太政大臣藤原(西園寺)実氏	父院★ 母后 撰関家 外祖父
後宇多→龟山院	龟山院	父院★
伏見→後深草院・女院	後深草院 玄輝門院藤原愔子カ	父院★ 生母
伏見→後深草院	後深草院 東二条院藤原(西園寺)公子 准后藤原(西園寺)相子	父院★ 父院の妻后 父院の後宮
後伏見→伏見・後深草院	後深草院 伏見院	祖父★ 父院
花園→後伏見・伏見院	伏見院 広義門院藤原寧子 永福門院藤原鐔子 玄輝門院藤原愔子 従三位藤原経子 後伏見院 関白藤原(近衛)家平	父院★ 後伏見(異母兄)の後宮 父院の妻后 祖母 父院の後宮(後伏見の生母) 新院(異母兄) 撰関家
後醍醐→後宇多院	後宇多院	父院★

※典拠は別表(章末)参照。

〔表3〕は歴代朝覲行幸における勸賞の「給主」をまとめた一覧である。年爵の給主と概ね一致しているが、年爵の場合は、院宮（上皇・女院・東宮・三宮）もしくは准后宣下を受けた人物に限られ、年爵・年官の待遇は院号宣下・冊立時に付与される。⁽⁶⁹⁾

これに対して、勸賞の「給主」は宣下・冊立などによって権利を得るといふ性格のものではない。「給主」は、行幸する天皇との関係において、王権の構成者とみなし得る人物が行幸に臨席したさいに授位を行う慣例があったと規定できよう。つまり、「表3」にみえるように、本院（天皇の父・祖父の院）、母后（天皇の母・祖母）、准母、養母、天皇の（同母）兄弟姉妹・妻后、父院の妻后・准母、東宮、新院、撰関・大殿・北政所などであり、彼らに共通する特徴は、中世的な「家」としての王家、王権の構成者という点である。すなわち、擬制的な親子関係を含めた天皇の父母、父方の祖父母、兄弟姉妹と王権の構成者として位置づけられる撰関家の家長・撰関と北政所であり、彼らのなかで行幸儀礼に参列した者が「給主」として授位を行い得たとみられる。⁽⁷⁰⁾

次に、受賞者の特徴を考えてみたい。

大村氏によると、「朝覲行幸においては、行幸先である院御所の準備をしたとの理由で院司に叙位が実施され」、「院近臣の急速な昇進手段として朝覲行幸は重要な意味を持っていたと考えられる」という。⁽⁷¹⁾ また、これより先に井原今朝男氏も「朝覲行幸での御装束雑事は、院御服所・（中略）・院司・院年預・院判官代などの院の家政機関が中心的役割を果たしている。行幸後の勸賞でも院別当や判官代らが叙位されている」、⁽⁷²⁾ と同様の指摘をされている。

しかし、井原氏の見解に対して、「朝覲行幸（中略）における勸賞対象の全てを運営関与のゆえと処理されている点も疑問」とする遠藤基郎氏の批判がみられるように、受賞と行事運営との対応関係については先行研究の見解は一致をみていない。そこで、受賞理由を検討すべく、実例をあげて分析したい。

- (88) 『中右記』寛治二年正月一九日条。
- (89) 『中右記』嘉保二年正月二日条。
- (90) 『本朝世紀』康治二年正月三日条。
- (91) 『公卿補任』天永二年条。
- (92) 『中右記』天仁元年二月一九日条。
- (93) 『長秋記』天承元年正月二日条。
- (94) 師長・光家・基房・隆忠・家実・忠房・高実・師基等はいずれも院や女院の「御給」で昇級している(父親が院司として受けた「院司賞」の譲の場合もある——『公卿補任』各人の項目および二一八頁以下の〔表4〕参照)。
- (95) 岡見正雄・赤松俊秀校注『日本古典文学大系 愚管抄』巻第四「鳥羽」(岩波書店、一九六七年)、『中右記』嘉承二年七月一九日条、および橋本義彦「貴族政権の政治構造」(『平安貴族』、平凡社、一九八六年、初出は一九七六年)参照。
- (96) 注(21)所収史料。
- (97) 白根氏注(50)所引書。

〔別表〕院政期以降の朝覲行幸と勳賞一覧

年号	西暦	月	日	朝覲	場所	氏名	勳賞	父親	出自	備考(尻付など)	典拠
延久元	1069	8	16	後三条→陽明門院	因院	源 資綱	従二位	醍醐	醍醐	院司	扶・遊
						藤原資仲	正三位	資平	実頼	院司	
						藤原良基	正三位	良頼	道隆	院別当	
						藤原基長	正三位	能長	能信	父大納言(能長)譲	
					源 家賢	従四位下	資綱	醍醐	院司		
延久2	1070	2	26	後三条→陽明門院	因院						扶・遊・十三
承暦元	1077	1	11	白河→陽明門院禊子	東三条殿	源 家賢	正三位	資綱	醍醐		十三・楽・一代・本・婚
						源 俊明	正三位	隆国	醍醐		
						藤原長房	正三位	経輔	道隆	陽明門院院司賞	
						藤原公房	従三位	資房	実頼	陽明門院別当賞	

第四章 非「官方行事」における勲賞の特質

寛治 2	1088	1	19	堀河→白河院	大炊殿	<table border="1"> <tbody> <tr><td>藤原家忠</td><td>正二位</td><td>師実</td><td>師実</td><td>院別当</td></tr> <tr><td>源 家賢</td><td>従二位</td><td>資綱</td><td>醍醐</td><td>院別当</td></tr> <tr><td>藤原公実</td><td>従二位</td><td>実季</td><td>公季</td><td>院別当</td></tr> <tr><td>藤原基忠</td><td>正三位</td><td>忠家</td><td>長家</td><td>院別当</td></tr> <tr><td>藤原経実</td><td>正三位</td><td>師実</td><td>師実</td><td>院別当</td></tr> <tr><td>藤原通俊</td><td>正三位</td><td>経平</td><td>実頼</td><td>院別当</td></tr> <tr><td>大江匡房</td><td>正三位</td><td>成衡</td><td>大江</td><td>院別当</td></tr> <tr><td>藤原仲実</td><td>正三位</td><td>実季</td><td>公季</td><td>院別当</td></tr> <tr><td>藤原師信</td><td>正四位上</td><td>経輔</td><td>道隆</td><td>院別当</td></tr> <tr><td>藤原隆宗</td><td>正四位下</td><td>良基</td><td>道隆</td><td>齋宮職事</td></tr> <tr><td>源 顕仲</td><td>正四位下</td><td>顕房</td><td>村上</td><td>齋宮職事</td></tr> <tr><td>源 高実</td><td>従四位上</td><td>高房</td><td>醍醐</td><td>姫宮(令子内親王)職事</td></tr> <tr><td>源 師頼</td><td>従四位上</td><td>俊房</td><td>村上</td><td>摂政殿(師実)御讓</td></tr> <tr><td>藤原宗通</td><td>従四位下</td><td>俊家</td><td>頼宗</td><td>院別当</td></tr> <tr><td>高階為章</td><td>従四位下</td><td>為家</td><td>高階</td><td>院別当</td></tr> <tr><td>藤原知綱</td><td>正五位下</td><td>惟綱</td><td>長良</td><td>摂政家司</td></tr> <tr><td>藤原行綱</td><td>正五位下</td><td>仲頼</td><td>良門</td><td>摂政家司</td></tr> <tr><td>藤原隆時</td><td>従五位上</td><td>清綱</td><td>良門</td><td>院判官代</td></tr> <tr><td>藤原行実</td><td>従五位下</td><td>師行</td><td>伊尹</td><td>院判官代</td></tr> <tr><td>藤原実義</td><td>従五位下</td><td>有綱</td><td>内麿</td><td>院判官代</td></tr> <tr><td>伯 光季</td><td>従五位下</td><td>則高</td><td>伯</td><td></td></tr> <tr><td>大神惟季</td><td>右近衛将監</td><td>晴遠</td><td>大神</td><td></td></tr> <tr><td>多 資忠</td><td>左近衛将曹</td><td>筋資</td><td>多</td><td></td></tr> </tbody> </table>	藤原家忠	正二位	師実	師実	院別当	源 家賢	従二位	資綱	醍醐	院別当	藤原公実	従二位	実季	公季	院別当	藤原基忠	正三位	忠家	長家	院別当	藤原経実	正三位	師実	師実	院別当	藤原通俊	正三位	経平	実頼	院別当	大江匡房	正三位	成衡	大江	院別当	藤原仲実	正三位	実季	公季	院別当	藤原師信	正四位上	経輔	道隆	院別当	藤原隆宗	正四位下	良基	道隆	齋宮職事	源 顕仲	正四位下	顕房	村上	齋宮職事	源 高実	従四位上	高房	醍醐	姫宮(令子内親王)職事	源 師頼	従四位上	俊房	村上	摂政殿(師実)御讓	藤原宗通	従四位下	俊家	頼宗	院別当	高階為章	従四位下	為家	高階	院別当	藤原知綱	正五位下	惟綱	長良	摂政家司	藤原行綱	正五位下	仲頼	良門	摂政家司	藤原隆時	従五位上	清綱	良門	院判官代	藤原行実	従五位下	師行	伊尹	院判官代	藤原実義	従五位下	有綱	内麿	院判官代	伯 光季	従五位下	則高	伯		大神惟季	右近衛将監	晴遠	大神		多 資忠	左近衛将曹	筋資	多		後二・中・朝
藤原家忠	正二位	師実	師実	院別当																																																																																																																						
源 家賢	従二位	資綱	醍醐	院別当																																																																																																																						
藤原公実	従二位	実季	公季	院別当																																																																																																																						
藤原基忠	正三位	忠家	長家	院別当																																																																																																																						
藤原経実	正三位	師実	師実	院別当																																																																																																																						
藤原通俊	正三位	経平	実頼	院別当																																																																																																																						
大江匡房	正三位	成衡	大江	院別当																																																																																																																						
藤原仲実	正三位	実季	公季	院別当																																																																																																																						
藤原師信	正四位上	経輔	道隆	院別当																																																																																																																						
藤原隆宗	正四位下	良基	道隆	齋宮職事																																																																																																																						
源 顕仲	正四位下	顕房	村上	齋宮職事																																																																																																																						
源 高実	従四位上	高房	醍醐	姫宮(令子内親王)職事																																																																																																																						
源 師頼	従四位上	俊房	村上	摂政殿(師実)御讓																																																																																																																						
藤原宗通	従四位下	俊家	頼宗	院別当																																																																																																																						
高階為章	従四位下	為家	高階	院別当																																																																																																																						
藤原知綱	正五位下	惟綱	長良	摂政家司																																																																																																																						
藤原行綱	正五位下	仲頼	良門	摂政家司																																																																																																																						
藤原隆時	従五位上	清綱	良門	院判官代																																																																																																																						
藤原行実	従五位下	師行	伊尹	院判官代																																																																																																																						
藤原実義	従五位下	有綱	内麿	院判官代																																																																																																																						
伯 光季	従五位下	則高	伯																																																																																																																							
大神惟季	右近衛将監	晴遠	大神																																																																																																																							
多 資忠	左近衛将曹	筋資	多																																																																																																																							
寛治 3	1088	1	11	堀河→白河院	大炊殿	<table border="1"> <tbody> <tr><td>藤原公実</td><td>正二位</td><td>実季</td><td>公季</td><td></td></tr> <tr><td>藤原忠実</td><td>正四位下</td><td>師通</td><td>拱閑</td><td></td></tr> <tr><td>源 顕雅</td><td>従四位上</td><td>顕房</td><td>村上</td><td>無品内親王(媞子)別当賞</td></tr> <tr><td>高階為章</td><td>従四位上</td><td>為家</td><td>高階</td><td>院司賞</td></tr> <tr><td>源 有賢</td><td>昇殿</td><td>政長</td><td>宇多</td><td>父政長笛御師匠讓</td></tr> </tbody> </table>	藤原公実	正二位	実季	公季		藤原忠実	正四位下	師通	拱閑		源 顕雅	従四位上	顕房	村上	無品内親王(媞子)別当賞	高階為章	従四位上	為家	高階	院司賞	源 有賢	昇殿	政長	宇多	父政長笛御師匠讓	後二・中・朝・本・玉																																																																																										
藤原公実	正二位	実季	公季																																																																																																																							
藤原忠実	正四位下	師通	拱閑																																																																																																																							
源 顕雅	従四位上	顕房	村上	無品内親王(媞子)別当賞																																																																																																																						
高階為章	従四位上	為家	高階	院司賞																																																																																																																						
源 有賢	昇殿	政長	宇多	父政長笛御師匠讓																																																																																																																						
寛治 4	1090	1	3	堀河→白河院	大炊殿	<table border="1"> <tbody> <tr><td>伯 光季</td><td>一階</td><td>則高</td><td>伯</td><td></td></tr> </tbody> </table>	伯 光季	一階	則高	伯		後二・中・朝																																																																																																														
伯 光季	一階	則高	伯																																																																																																																							

■ 初出一覧 ■

序 章 新稿

第一章 「年勞制の変遷——中世叙位制度の特質に関する一考察——」(『立命館文学』第五七五号、二〇〇二年)を改訂・補筆

第二章 「中世成立期における叙位制度の展開——年爵制度と貴族社会——」(『古文書研究』第五三三号、二〇〇一年)を改訂・補筆

補論一 新稿

第三章 「平安中・後期における勅賞の一考察——神社行幸を素材として——」(『古代文化』第五四一八号、二〇〇二年)を改訂・補筆

第四章 新稿

補論二 新稿

第五章 新稿

第六章 「平安末・鎌倉中期における花山院家の周辺——『名語記』著者経尊の出自をめぐって——」(『立命館文学』第五八九号、二〇〇五年)を改訂・補筆

第七章 「摂関・院政期における受領成功と貴族社会」(『立命館文学』第五九四号、二〇〇六年)を改訂・補筆

第八章 新稿

終 章 新稿

索引

- ・事項・史料名・人名・研究者名の四項目に分けた。
- ・人名索引は、実名音読みの順に並べ、次に氏・家名・通称などを示した。
また、天皇追号、院号、女性名などは適宜、通用の読みを用いた。

【事項】

あ

阿衡事件	197
預所(職)	107, 139, 140, 142
粟田口山荘	368, 390, 394, 398
粟田堂	377
安堵	13, 38, 139, 142, 532

い

家(中世的な家)	26, 55, 57, 175, 214, 318, 320, 323, 329, 356, 365, 366, 380, 382, 399, 519
位記	256, 269, 279, 303~305, 307
恪勤位記	300
国用位記	305, 306
同日位記	269, 270, 337
位記案	279
位記請印	279
伊勢大神宮	359, 501
一条院	473, 477, 488, 489, 498
一条家	387, 388, 390, 393
一上	170, 422, 445
一宮(制)	439~441, 443
一者	60, 180, 295, 296, 329, 516, 529
一律一階	175, 179, 283, 286, 313, 524, 526
伊都伎島	371
一国平均(役)	424, 436, 441, 443, 445, 467
夷狄	284, 286, 304, 313, 524, 526
稻荷(社・行幸)	152, 153, 167, 320, 362, 363, 384~387
稻荷信仰	362, 387
稻荷山	355, 363, 381, 382, 384, 387, 398

石清水(八幡宮・行幸)	54, 152, 153, 167 ~169, 172, 178, 260, 320, 359, 418, 419
院家沙汰	25, 46, 106, 205, 206, 217, 223, 320, 321, 323, 515, 530
院御所	26, 45, 133, 168, 205~208, 214, 222, 266, 323, 334, 467~469, 471, 472, 478, 490, 491, 497, 499~503, 520, 522, 523
院御所議定	327, 469
院分国	521

う

氏爵	19, 76, 77, 209, 257, 258, 270, 298, 302, 303, 315, 336, 526
氏長者	19, 60, 335, 366, 417, 435
羽林家	85

え

栄爵	18, 305, 306
円宗寺	424
延任	413, 438
円融寺	200, 204, 490
延暦寺	381, 391, 465

お

大原野(社・行幸)	153, 262, 320, 331
大間書	317, 395, 513
小野六流	364
折紙(叙位一・任人一)	20, 59, 100, 101, 104, 105, 138, 172, 173, 208, 211, 270, 301, 317, 318, 335, 528, 531
蔭位(制)	80, 116, 256~258, 280, 281, 307, 336, 517
御賀	60, 200, 295, 312, 325, 396
恩賞(恩・君恩・御恩・朝恩・天恩)	

6~8, 10, 12~14, 16, 17, 19, 20, 25, 38,
59~61, 66, 68, 179, 181, 220, 258~261,
270, 276, 289, 291, 294, 315, 317, 324,
333, 335, 337, 518, 526, 527, 532
園城寺 120, 381
陰陽師(陰陽道) 66, 295, 314, 319,
474~476, 489, 491, 502, 503, 522

か

怪異 312, 361, 478, 489, 491, 496, 499, 502
改元 175, 279, 282, 285
加階 19, 37, 39, 41, 44, 46, 47, 49, 50, 54~
56, 59, 67, 79~82, 85, 88~90, 92, 94,
95, 99~101, 104, 116, 129, 141, 143,
172, 173, 190, 198, 209, 210, 224, 255,
257~259, 266, 267, 269, 270, 278~280,
287, 288, 292, 300, 301, 311, 314, 316,
318, 319, 323, 324, 327, 333, 335, 337,
413, 415, 416, 423, 425, 427~432, 434,
436~439, 449, 500, 510, 512, 515, 517,
524~526, 528, 531
家格 10, 18, 22, 38, 83, 85, 136, 262, 265,
317, 324, 325, 331, 355, 432, 529, 531
家記(日記) 360, 366, 369, 380, 395, 397
家業(家職) 10, 50, 60, 323, 329, 336, 384
恪勤 45, 127, 260, 261, 300, 301, 322,
323, 333, 516
樂人 60, 66, 180, 207, 295, 314, 322, 529
家産 269, 334, 415, 436, 444, 531
花山稻荷 385~387
花山院(東一条院・東院)
122, 355, 368, 385~387
花山院家 26, 355, 356, 365,
366, 369~372, 374, 375, 377~388,
390~392, 394~399, 519
加叙 93, 129
春日(社・行幸) 60, 152~154, 166,
167, 169, 171, 173, 204, 320, 419
方違え 464, 489, 491, 502
家長 13, 88, 92, 93, 107, 188, 196, 207,
214, 222, 223, 318, 327, 380, 468, 515,
516, 529, 530

勝尾寺 381
金沢文庫 356, 357, 387, 393
賀茂(社・行幸) 54, 151~153, 167, 169,
172, 176, 320, 359, 417~420
高陽院 489, 490, 491, 501
家例 319, 529
河原院 468
官位推挙 38, 181
官位相当(制) 6, 17, 18, 37, 172, 291
官位秩序 22, 23, 26, 512
閑院流 133, 167
勸学院 125
元慶寺 123
寛弘四納言 165
觀察使 191
官司請負(制) 10, 25, 38, 49, 50, 55, 57,
66, 150, 294, 322, 511, 529
官途成 21, 22, 276
神主 175, 176, 180, 330, 516, 529
観音院 120, 121
寛平の治 197
官務 50, 54~56, 171, 295, 316, 329

き

祇園(社・行幸) 152, 153, 166, 167, 320
祇園御輿 489
聞書 57, 79, 104, 208, 335
北野(社・行幸) 153, 166, 320
杵築社(出雲大社) 439, 441, 521
給主(年爵の給主) 19, 20, 24, 45~47,
77, 80, 82, 85, 88~93, 99, 105~107,
116~118, 120~129, 133, 138, 139,
141~143, 214, 224, 267~269, 298, 300,
301, 315, 318, 319, 321, 335, 336, 512,
513, 517, 530, 531
「給主」(勅賞の給主) 211, 214, 216, 217,
220, 221, 223, 224, 267, 269, 321~323,
516, 517, 530
旧賞 79, 94, 98, 104, 105, 136, 173, 174, 333
旧吏 413, 415, 423, 449
行事(官行事・官方行事) 11, 25, 45,
56, 58, 151~154, 165, 166, 168, 170,

172, 179, 204~206, 216, 217, 223, 292,
293, 320, 323, 420, 435, 436, 498, 499,
501, 514
行事藏人 11, 100, 301
行事外記 54, 167
行事宰相 134, 166, 262, 292
行事史 54, 167
行事弁 46, 135, 153, 154, 165, 167, 262
行事所(官行事所・行事所制) 9, 11, 25,
45, 46, 49, 54, 56, 66, 68, 106, 134, 140,
151~153, 166, 171~173, 176, 180,
204~206, 216, 261, 292~295, 314, 320,
328, 436, 514, 527, 528
京中 165, 467, 468, 471, 472, 477, 503
局務 50, 55, 56, 171, 295, 315~317, 329
御遊(行幸) 60, 200, 201, 217, 222,
295, 312, 315, 515, 527
公達 24, 37, 41, 80, 85, 128, 291,
317, 331, 510~512, 526, 527
金峯山 123

く

久遠寺 356, 357
公卿 24, 38, 39, 41, 80, 81, 83, 85,
88, 106, 170, 270, 325, 326, 359, 369,
370, 378, 394, 414, 420, 445, 447, 449,
497, 510, 529
公卿議定 48, 81, 368, 421, 471
公家新制(新制・徳政) 25, 141, 223, 224,
263~269, 332~335, 337, 517, 531
公事分配 169
九条家 370, 373, 388, 470
菓子の変 193, 524
口宣案 533
国宛 81, 292, 412, 413, 415~317,
420, 422~424, 432, 436~441, 443, 446,
451, 499, 501, 522
藏人方(所) 205, 289~291
君臣関係 7, 12, 14, 15, 17, 106, 170, 193,
280, 330, 527, 532

け

外記方(局) 9, 50, 56, 143, 289, 291, 295, 301
外記勘文 37, 41, 58, 59, 77, 88, 99,
101, 104, 105, 287, 291
檢非違使庁 289, 290
氣比社 439, 440
家領 46, 319, 380
王家領 139, 140, 142, 267, 391, 468
摂関家領 370, 372
顯官 57, 290, 291, 314, 511, 526
勅賞 10, 11, 20, 21, 24, 25, 37,
39, 45~47, 56, 57, 60, 61, 67, 68, 76, 77,
79, 82, 88, 94, 105, 106, 134, 150, 151,
153, 167, 171~181, 190, 200~203,
205~211, 214~217, 221~224, 259,
262, 266, 267, 269, 270, 281, 283, 285,
286, 292, 293, 296, 302, 303, 306, 308,
313, 314, 316, 317, 319~323, 325, 328,
329, 331, 334, 336, 337, 415, 416, 419,
423, 424, 427, 429~432, 434, 436~439,
446, 447, 449~451, 497~501, 503,
514~517, 520, 522~524, 526~528,
530, 531
家賞 96
院司賞 47, 201, 221, 326
神楽宮人賞 323
行事賞 10, 25, 44~46, 54~56, 61, 66,
67, 76, 135, 166, 173, 175, 180, 260, 261,
292~295, 314, 316, 322, 329, 514, 516,
527, 529
行事弁賞 46
家司賞 54, 316, 325
「勅賞」 44, 46, 61, 67, 76, 140~142
催馬楽灌頂音師賞 323
入内賞 308, 311, 312, 315, 325, 527
造宮賞 260, 261, 325
治癒賞 295
琵琶師賞 323
笛(笙)師賞 323
反関賞 66, 295

坊官賞(勞)	325
本家賞	54, 499
元服	80, 175, 179, 199, 200, 255~257, 282, 307, 378
元服叙爵	80, 82, 85, 256, 257, 298, 307, 315, 526
権門沙汰	46, 56, 140
権門体制	8, 9, 17, 20, 60, 82, 465

こ

五位以上	5~7, 23, 37, 196, 222, 278~281, 283, 287, 288, 297, 313, 336, 510, 524
小泉庄	447
小一条院(東京一条邸)	122, 385, 386
後院	93, 395, 469, 477, 497
考課権	20, 181
考課成選(制・方式)	16, 18, 23, 67, 76, 275, 278, 285, 287, 290, 291, 313, 336, 510, 524
合爵	83, 128, 143, 300
興福寺	365, 424, 435~439, 451, 465, 529
恒例叙位(正月叙位)	19, 41, 96, 100, 116, 129, 136, 190, 208, 210, 211, 255, 264, 266, 279, 302, 307, 313, 317, 323, 333, 335, 371, 515, 517, 518, 524, 528, 531
御願寺	39, 44, 45, 60, 106, 139, 177, 178, 266, 295, 321, 323, 334, 392, 423, 424, 425, 434, 435, 447, 468, 502, 503, 520, 522, 528
御家人	181, 330, 388, 391, 392
御幸	60, 176, 394, 464, 471
御幸始	223
故実(故実教命・先例)	66, 154, 165, 166, 171, 176, 295, 322, 358, 360, 366, 368~370, 373, 375, 378, 383, 395, 396, 476
五条亭	373
故人給主	123, 129, 133, 136, 138, 139, 142, 143, 513
故人未給	24, 117, 118, 128, 129, 133, 136~139, 141~143, 319, 513
御前定	95

御即位(叙位)	95, 300, 302, 491, 526
近衛家	265, 370
御傍親	201, 217, 220, 312, 313, 315, 515, 527, 529
金剛王院(流)	364, 365, 382~384, 398
金剛勝院	48, 327
金剛心院	447

さ

最	278, 524
在宅諮問	327, 368
嵯峨院	490
朔旦冬至(叙位)	19, 116, 302, 303
定文	152, 205, 207, 420
里内裏(里第皇居)	312, 334, 466, 467, 472, 477, 478, 488, 498, 499, 499, 501, 502, 520
侍(層)	5, 9, 24, 37, 38, 57, 58, 61, 80, 81, 90, 215, 291, 317, 510, 511, 526, 527
三省中政	278
三室院(流)	364, 383, 384

し

資蔭制	280
辞官中任	324, 327, 328
職事弁官(制)	171, 317
職の体系	15, 269
自解	328
寺司	121, 151, 175, 176, 178, 179
師資相承	178, 383
尻付	25, 141, 173, 201, 211, 216, 217, 220, 221, 255~260, 263, 267, 319, 336, 365, 437, 517
仕奉	16, 17
持明院統	267, 268
除目	14, 16, 17, 20, 25, 38, 55, 116, 136, 138, 141, 211, 265, 270, 275, 291, 317, 333, 371, 374~376, 395, 396, 417, 425, 428~430, 432, 433, 435, 436, 438, 471, 512, 513, 518, 531, 533
社家交名	176
社司	151, 175, 176, 178, 179, 330, 418,

419, 440, 444
 社僧 175, 178
 十年労働 208, 287
 従下一 255, 270, 298, 335
 主従関係 8, 13~16, 20, 21, 38, 45, 54, 56,
 67, 68, 77, 80, 82, 125, 128, 139~143,
 179, 181, 301, 330, 333, 337, 391, 511,
 513, 518, 529, 532
 主従制的支配権 13, 15, 532
 出身(法) 280, 281, 336
 執筆 79, 95, 172, 190, 208, 317, 395, 396
 巡(役) 166~171, 180, 215, 320, 515, 528
 巡爵 18, 55~57, 60, 83, 128, 209, 287,
 288, 290, 302, 314, 316, 525
 淳和院 490
 巡任(制) 55, 83, 128, 431
 叙位簿(授位簿) 79, 104, 255, 279
 莊園 9, 38, 107, 139, 141, 142, 267, 319,
 413, 424, 446, 447, 465, 513
 上階 88, 224, 300, 319, 371, 512, 515, 528
 承久の乱 58, 390, 511
 將軍
 14, 22, 181, 263, 330, 388, 391, 393, 398
 上卿 9, 45, 134, 152, 154, 165~167,
 171~173, 178, 206, 259, 262, 292, 293,
 314, 320, 328, 359, 366, 374, 420, 436,
 515
 成功(成功制) 16~18, 22, 25, 59, 76, 77,
 81, 82, 88, 152, 153, 180, 301, 319, 412,
 413
 地下官人の成功
 58, 66, 305, 511, 512, 520
 受領成功 26, 39, 319, 412~414, 416,
 417, 419~427, 429~438, 440, 441,
 443~447, 449~451, 500~504, 519,
 520, 522, 527, 528
 勝光明院 446, 447
 上日 6, 7, 11, 12, 16, 278, 288, 291,
 297~299, 300, 331
 祥瑞 175, 179, 181, 281, 285, 302, 524
 成選(制)
 37, 49, 278~280, 285, 287, 288, 313

省奏 297
 昇殿(制) 7, 11, 19, 200, 258, 297, 298,
 315, 317, 526
 承平・天慶の乱 151
 淨妙寺 470
 讓与(讓・讓任) 47, 55, 56, 60, 96, 153,
 173~176, 178, 180, 220, 221, 262, 294,
 323, 328~330, 380, 392, 449, 503, 516,
 529
 承和の変 196, 289, 290, 314, 525
 叙口 48, 326
 叙爵 19, 37, 55~60, 66, 80, 82, 83,
 88~90, 92, 94, 100, 116, 123~125, 127,
 129, 172, 209, 255, 256, 258, 270, 278,
 279, 287, 288, 300, 307, 323, 333, 334,
 510~512, 515, 524
 所帯位階辞退型讓与 175, 329
 諸大夫(層) 24, 37~39, 49, 50, 61, 77,
 80~83, 85, 88, 128, 143, 170, 262, 291,
 317~319, 331, 369, 423, 510~512,
 526~528
 叙任権 21, 142, 211, 267, 286, 329, 330,
 337, 529~531
 叙人変名 190, 208
 叙任料(叙料・任料) 19, 20, 24, 76, 90,
 91, 116~118, 120~123, 125, 127, 128,
 138, 139, 142, 143, 306, 513
 叙留 58
 白河 435, 468, 469, 471, 523
 人格的關係 11, 19, 20, 25, 47, 77, 82,
 116~118, 120, 122, 123, 125, 127~129,
 133, 136, 138, 140~143, 165, 179, 181,
 216, 223, 258, 267, 268, 301, 315,
 321~323, 333, 335~337, 511~513,
 516, 517, 526, 531, 532
 神宮寺 175, 178
 賑給 179, 283, 313, 526
 神社行幸 25, 45, 151, 152, 165, 168~172,
 175~179, 204, 266, 292, 293, 314, 320,
 323, 330, 334, 336, 419, 444, 514, 528
 陣定(陣座・仗座) 152, 154, 204, 206, 332

す

- 崇親院 417, 420
 受領(受領層) 49, 50, 55, 77, 81~83, 88,
 128, 170, 314, 317, 325, 329, 413~417,
 419, 420, 423~426, 430~434,
 436~439, 443~447, 449~451, 472,
 497, 500~503, 520~522, 527, 528
 受領功過定 77, 81, 88, 413~417, 423,
 445, 449, 450, 519, 527, 528

せ

- 征夷 283
 清華(家) 325, 355
 摂関家 11, 26, 41, 46, 49, 82, 83, 88,
 92~94, 107, 136, 165, 167, 170, 180,
 211, 214, 217, 220, 221, 262, 316~318,
 320, 324, 325, 364, 366, 368, 370, 372,
 391, 395, 414, 423, 435, 438, 439, 450,
 451, 465, 469~471, 504, 515, 516, 529,
 530
 摂関政治 18, 80, 202, 222, 312, 467, 515
 善 278, 524
 前官公卿 47, 48, 324, 326~328, 529
 先任 430, 431, 433, 434, 449
 遷任 88, 413, 416, 417, 425, 428~434,
 436, 445, 449, 450, 500, 501, 503, 519,
 520, 522

そ

- 僧位僧官(僧綱) 175, 177, 178, 180, 211, 330
 造営定 437, 438
 造宮定 416, 420
 僧綱 175, 178, 180
 造興福寺長官 435~437
 造国司 134, 135, 293, 427~429, 436, 446, 447
 相博 88, 432, 439
 造八省功 54
 即位(御即位叙位) 19, 116, 168, 175, 179,
 190, 191, 194~198, 263, 279, 282, 302,

303, 362, 364, 372, 377, 418, 419, 467,
 502, 524

- 俗別当 175
 組織化の機能 14, 20, 107, 179, 180,
 276, 277, 291, 292, 331, 516, 529
 尊勝寺 429

た

- 大雲寺 120
 大覚寺統 267, 268, 397
 大規模造営 26, 266, 323, 334, 414, 416,
 424, 425, 435, 438, 439, 445, 447, 449,
 450, 502, 503, 520~522
 醍醐寺 26, 364, 365, 381~384, 387,
 392, 398, 519
 大嘗会(叙位) 19, 116, 292, 302
 大臣大饗 360
 大内裏 26, 134, 193, 295, 299, 422, 466,
 467, 476, 477, 497, 501
 内裏 11, 26, 39, 45, 134, 193, 208, 256,
 261, 266, 279, 292, 293, 295, 297, 299,
 307, 312, 320, 323, 334, 370, 416, 420,
 424, 464, 466, 467, 471, 474, 476~478,
 488, 489, 497~499, 501, 502, 514, 522,
 523, 527
 玉藻前説話 362

ち

- 知行官司制 10
 知行国(主) 427, 428, 447, 451, 500, 521
 治国(治国功・治国加階) 77, 79, 81,
 82, 88, 104, 413, 415, 423, 449, 519,
 526~528
 治天の君 8, 14, 16, 23, 38, 88, 92, 93, 95,
 100, 105, 107, 128, 138, 140~142, 169,
 170, 172, 211, 222~224, 259, 264,
 266~270, 300, 317, 318, 333, 335~337,
 414, 432, 517, 518, 530~533
 中華(思想) 285, 286, 303, 304, 524, 526
 中世的な叙位 5, 25, 31, 89, 100,
 104~107, 267, 333, 335, 517, 518, 531,
 533

超越 48, 54, 89, 94~96, 98, 100,
105, 107, 135, 136, 138, 141, 172, 224,
259~263, 265, 266, 268, 269, 327,
331~335, 337, 378, 394, 517, 528, 530,
531
朝覲(参覲・拜覲・朝覲の礼) 168, 188,
191~199, 200, 201, 204~208, 215, 216,
222, 223, 295, 308, 515
朝覲行啓 197~201, 205, 207, 222
朝覲行幸 25, 45, 47, 60, 67, 168, 169, 179,
188, 190, 191, 194, 196~98, 200~211,
214~217, 220~224, 266, 321, 323, 326,
327, 334, 369, 471, 515, 527, 528, 530
重任 88, 413, 417, 421, 424~426,
428~432, 434, 437, 438, 445, 449, 450,
500, 501, 503, 519~522
重任(遷任)宣旨 421, 425~432, 436,
438, 441, 450, 499, 500, 520
勅授 37, 278~281, 285~289, 291, 313,
314, 336, 510, 511, 524

つ・て

壺切の御剣 197
亭子院 490
殿下沙汰 106, 320, 529
殿上人 11, 297, 315, 391, 526
顛倒 440, 441, 521

と

東寺 363, 364, 383, 384, 387
東大寺行幸 282
統治権的支配権 13, 15, 532
当年給 98, 209
徳大寺家 133
所宛 138
鳥羽殿(鳥羽) 95, 168, 372, 435, 446,
469, 471, 500, 523
訪 424, 445, 520

な

内覧 422
中御門家 447

中山家 377

に

女院御所 313, 315, 527
任日 426, 427, 429, 433
仁和寺 381, 490

ね・の

禰宜 175, 176, 180, 283, 418
年官 20, 90, 116, 118, 120, 121, 123,
124, 126, 127, 138, 214, 298, 513
年給(制) 16~20, 24, 116~118,
124~127, 138, 142, 298, 301, 321, 513,
517, 526, 530
年功序列 37, 67, 76, 180, 262, 328, 337
年爵(御給) 20, 24, 25, 37, 39, 44, 45, 47,
58, 61, 67, 76, 77, 79~83, 85, 88~95,
98~101, 104~107, 116~118,
120~129, 138, 140~143, 180, 209, 211,
214, 217, 223, 224, 255, 257~260, 262,
264~270, 298, 300~302, 307, 315, 316,
318, 319, 323, 328, 329, 331, 333~337,
371, 378, 423, 449, 512, 513, 516~518,
528~531
年勞(勞・勞効・年勞制) 18, 19, 23, 24,
37~39, 41, 44, 46, 47, 49, 50, 54~61,
66~68, 76, 77, 79~83, 88, 89, 99, 106,
170, 175, 180, 209, 210, 258~260, 262,
266, 270, 287~291, 294, 297, 300~302,
313~318, 323~326, 328, 329, 331, 336,
337, 449, 510~517, 525~528, 531
已講勞 177, 180
陰陽博士勞 316
外記・史の勞 24, 38, 329, 510
護持僧勞 177
御導師勞 177
近衛勞 24, 38, 39, 41, 510
策勞 54, 209, 525
史・外記の年勞 329
十年加階勞 525
儒勞 50, 54
少納言勞 101

少弁勞 44
 助教勞 54
 諸司・諸衛勞
 24, 38, 57~59, 104, 209, 270, 510, 511
 大外記勞 50
 中將勞 41, 44
 中弁勞 41, 44
 直講勞 54
 殿上勞 298
 天文密奏勞 50
 内供奉勞 177
 女官勞 174
 博士勞 54
 傳勞 324
 弁官勞 44, 46, 329
 北京三会の勞 177
 曆博士勞 174
 年勞加階 76, 101, 104, 291
 年勞叙爵 76, 83, 85, 100, 101, 104, 288,
 290, 314, 511, 525
 年勞制的(原理・事由・秩序) 49, 54, 61,
 66, 68, 77, 85, 89, 209, 262, 266, 315,
 317, 318, 323~325, 328, 331, 336, 512,
 515, 526, 528
 能勢家 385

 は
 売位売官 4, 16, 17, 19, 20, 116~118,
 150, 306, 319, 412, 513, 520
 拝舞(舞踏) 188, 194~197, 204, 222, 223
 幕府 13, 26, 181, 263, 330, 390, 392, 398,
 465, 519
 八条院領 139, 142
 祝 175, 176, 179, 418
 「蕃国」 283, 285, 286, 303, 313, 524, 526
 反切(法) 357, 397

 ひ
 東三条殿 54, 498
 非官方行事 11, 179, 181, 190, 202, 204,
 205, 216, 217, 221, 223, 224, 267,
 320~322, 515~517

被給者 19, 20, 24, 46, 47, 77, 80, 90~93,
 107, 116~118, 120, 121, 127~219, 133,
 138, 140~143, 319, 321, 512
 非参議(従三位) 41, 47, 49, 81, 135, 173,
 197, 198, 220, 260, 264, 324, 325, 331,
 366, 378, 380, 392, 395, 427, 449, 529
 非年功序列的な昇進制度 530
 非年功制的(事由・昇進・秩序) 19, 44,
 47~49, 56, 89, 262, 323~325, 327, 301,
 302, 331, 336, 511, 512, 517, 528, 529,
 532
 平等院 469, 470
 日吉(社・行幸) 152, 153, 167, 320
 平野(社・行幸) 153, 154, 259, 320

 ふ
 賦課成功 414, 425~427, 429, 433
 複数勸賞 414, 425, 429, 430
 福原 371, 372
 武家官位 21, 276, 277, 330, 331, 533
 簡一 298, 315, 336, 526
 府奏 60

 へ
 平安京 293, 303, 385, 465~468, 471,
 474, 504, 523, 526
 平城京 193
 別功 306
 弁官局 9, 46, 50, 55, 289, 295
 反関 474

 ほ
 奉獻 190, 191
 封建的位階秩序 15
 封建的主従制 38
 保元の乱 134, 366, 391
 奉公 14, 16, 179, 181, 333
 法金剛院 429
 奉仕 6~8, 10~4, 16, 19, 25, 38, 46,
 48, 54, 60, 61, 66~68, 77, 106, 126, 139,
 150, 170, 172, 176, 177, 179, 180, 215,
 216, 223, 289, 291, 298, 299, 302, 303,

314, 315, 321, 322, 337, 373, 377, 418,
431, 514, 518, 532
 法住寺殿 133, 168, 188, 190, 206, 427,
469~471, 523
 宝治合戦 391, 393
 宝幢院 391
 法性寺 470
 法勝寺 206, 432, 433, 445, 450, 468~470,
520, 528
 法勝寺型成功 433, 434, 436, 438, 439,
443, 445, 447, 449~451, 520, 528
 本家(職) 107, 139, 140, 268
 本券文 476
 本座(宣旨・勅許) 48, 326, 327
 本所 93, 100, 105, 269, 301

ま

舞人 60, 66, 207, 314, 436, 437
 松尾 153, 154, 166, 320
 松殿文庫 370

み

ミウチ 80, 106, 165, 200, 201, 203, 217,
222, 281, 308, 312, 315, 325, 336, 515,
526, 527
 未給 24, 83, 85, 92, 98, 118, 120~123,
127~129, 133~136, 138, 140, 141, 143,
209, 258, 259, 300, 318, 333, 513
 御給所 138, 143, 530
 御給中文(名簿) 90, 92, 93, 99, 100, 104,
137, 138, 173, 174, 208, 291, 301, 328,
383, 425, 436, 530
 御堂流 221
 妙光寺 398
 名簿(奉呈) 45, 125, 216, 321

む・め

宗像(社・神) 385, 386
 室町殿 22, 270, 317, 335~337
 名家 85, 88, 265, 295, 329

よ

幼帝(幼主) 153, 168, 188, 196, 197, 263,
264, 289, 314, 525
 吉野 397

り

理性院流 364
 律 291
 立荘 391, 446, 447, 451
 律令官位制 4, 5, 16, 17, 275, 291
 律令官司制 6, 7, 50, 150, 151, 275, 277,
286, 518
 律令官人制 6~8, 17, 18, 23, 76, 287, 291
 律令官僚制 3, 4, 6, 7, 9, 510
 領家 107, 139, 140, 142
 臨時(尻付の臨時) 25, 39, 41, 76, 77,
79, 94~96, 98, 101, 105, 135, 136,
141~143, 209, 210, 224, 255~264, 267,
269, 270, 325, 333, 335~337, 517, 518,
531~533
 臨時除目 116, 429, 438
 臨時叙位 116, 129, 255, 257, 307, 524

れ

冷泉院 193, 299, 476, 477, 490
 蓮華王院 45, 206, 376, 395, 469
 蓮華藏院 425

ろ

籠居 141, 263, 265, 269, 331~333, 380,
517, 531
 六位以下 5, 6, 17, 37, 176, 276, 283, 291,
292, 315, 524, 526
 六波羅(邸) 392, 470, 471

わ

移徙 26, 312, 315, 425, 427~433, 435,
450, 464, 472~476, 478, 489~491,
496~504, 520~523, 528
 童叙爵 82, 85

【史料名】

あ行	
吾妻鏡	388, 390
稻荷記	362
うつほ物語	125
栄花物語	122, 124
延喜式	278, 279, 326, 526
翁草	385
か行	
花山院家譜	365, 381
官位令	3, 286
玉葉	93, 95, 372, 374
魚魯愚鈔	137
公卿補任	255, 260, 298, 300
群書治要	395
系図纂要	365
溪嵐拾葉集	362
耕雲口伝	398
江家次第	99
弘仁式	279
古今著聞集	296
五代帝王物語	394
狐媚記	361
権記	126
今昔物語集	361
さ行	
西宮記	80
山槐記	92, 368
春玉秘抄	369
貞観式	278
正元二年院落書	394
私要抄	99
正法眼藏	381, 399
正法眼藏御聞書抄	381
小右記	90, 204, 260, 304, 421
統日本紀	279
諸寺供養記	425

秦山集	356, 363
新勅撰和歌集	381
新葉和歌集	397
選叙令	256, 307
禪中記	427
仙洞御移徙部類記	427
蟬冕翼抄	369, 370, 395, 396
僧綱補任	177
続古事談	424
尊卑分脈	315, 365, 381

た行

大記(為房卿記)	425
醍醐寺新要録	364
多聞院日記	385
中山抄	395
柱史抄	300
中右記	425
朝野群載	174, 303, 305, 328
塵袋	355, 358
経俊卿記	365
天照太神口決	362
伝法灌頂師資相承血脈	364
殿曆	220
土右記	386, 387

な行

二中歴	39, 49, 50, 54, 57, 324
日本紀略	204
日本三代実録	300

は行

反音作用	397
東山御文庫記録	440
鼻婦書	362
兵範記	427
北山抄	81, 82
本朝世紀	92
本朝統文粹	124
梵網経略抄	381

ま行

滴佐須計装束抄	133
松殿問答	395
御堂閨白記	421
妙槐記除目部類	395
名語記	26, 355~358, 360~365, 382, 387, 392~394, 396~399, 519
明月記	369, 381
綿書	369

や・ら・わ行

倭片仮名反切義解	397, 398
類聚雜要抄	360, 473
類聚符宣抄	299
和漢三才図会	385

【人名】

あ

安子(藤原)	90, 385
安親(藤原)	204
安仁(安倍)	299
安徳天皇(言仁)	96, 188, 371, 372

い

伊尹(藤原)	121, 122, 257, 385
為家(高階)	432
維幹(平)	90, 125, 127
為義(源)	391
育子(藤原)	210
郁芳門院	467, 499
惟憲(藤原)	203
為元(藤原)	90, 125
為光(藤原)	259
威子(藤原)	90, 201
為子内親王	199
伊周(藤原)	126, 165
維叙(平)	125
為尊親王	122
一条天皇(懷仁)	60, 80, 89, 126, 127, 200, 204, 308, 417~420, 422, 477, 498
為忠(藤原)	428
伊通(藤原)	166, 331, 332
為通(藤原)	332
惟方(藤原)	135
為房(藤原)	88
殷富門院(亮子内親王)	93, 379
陰明門院	98

う・え

宇多天皇	11, 89, 197~199, 256, 287, 297, 308, 467, 468, 490, 515
叡子内親王	431
延光(源)	298
遠実(高階)	437, 438
円仙	391

門融天皇 178, 200, 258, 259, 307, 477, 490

お

大姫 375~377, 388
大宮院 396
乙叡(藤原) 284
温子(藤原) 89
穂子(藤原)
80, 89, 90, 199, 200, 308, 312, 527

か

懷子(藤原) 122, 257
家教(藤原・花山院) 366, 388, 395, 396
雅教(藤原) 134, 135
家経(藤原・五辻) 365, 377, 379
雅継(藤原) 98
家賢(藤原・花山院) 397
家高(菅原) 268
雅西 364, 365, 383
花山天皇(師貞) 89, 90, 122~125, 127,
142, 200, 257, 385, 513
家実(藤原・近衛) 105
雅実(源) 215
雅俊(源) 167
雅信(源) 204
家成(藤原) 366, 368, 369, 447
家政(藤原) 217
嘉智子(橘) 194
家忠(藤原) 215, 355, 385, 386, 491
家長(藤原・花山院) 395, 396
雅通(源) 369, 370
雅定(源) 319, 320, 370
家保(藤原) 128, 366, 369
家明(藤原) 39, 447
龟山天皇 141, 168, 334, 394~396
雅頼(源) 92, 258, 259
雅亮(源) 133
観修 122
桓武天皇
19, 191, 284, 289, 303, 313, 524, 526

き・く

季英(藤原) 125, 126
基家(藤原・九条) 263
基家(藤原・持明院) 167
義家(源) 467
義懷(藤原) 122, 257
基経(藤原)
80, 197, 199, 256, 300, 387, 468, 470
季光(毛利) 391
義孝(藤原) 122
嬉子(藤原) 91, 201
義時(北条) 390, 393
基実(藤原・近衛) 370
熙子内親王 121
禧子内親王 476
宜秋門院(藤原任子) 377
季成(藤原) 104
季盛(藤原) 427, 428, 500
義仲(源) 133
義朝(源) 391
基通(藤原・近衛) 190, 372, 373, 377
季範(藤原) 390, 391
基房(藤原・松殿)
93, 210, 258, 370~372, 382
義満(源・足利) 270, 317, 335, 398
教雅(藤原・花山院) 381, 382
教経(藤原・栗田口) 323
教通(藤原) 424
卿二位(藤原兼子) 375, 378, 390
匡房(大江) 215, 361, 467
基隆(藤原) 427, 429, 430, 449, 476
忻子(藤原) 92, 129, 140
具房(源・久我) 395

け

経家 365, 381
経雅(藤原・花山院) 379
経高(平) 264, 265
経豪 365, 381, 382, 399
恵子女王 90, 121, 122
経実(藤原・大炊御門) 135

経助 365, 381
 経乘 365, 381
 継繩(藤原) 284
 景盛(安達) 392
 経宗(藤原・大炊御門) 96
 経尊 26, 355~360, 362~366, 379, 381~
 384, 387, 391~394, 396~399, 519
 経長(源) 201
 経通(藤原) 260
 経任(藤原) 95, 261
 経敏(高階) 426, 427
 経輔(藤原) 201
 経房(藤原・吉田)
 45, 95, 190, 368, 374, 377
 慶頼王 308
 兼家(藤原)
 123, 151, 152, 257, 298, 324, 414,
 417~420, 424, 443, 445, 450, 519, 527
 兼雅(藤原・花山院)
 85, 325, 355, 366, 371~378, 388, 390,
 391, 395, 399
 賢海 382, 383
 兼雅女(藤原・花山院) 372, 373
 兼季(藤原・中山) 390, 392
 顕季(藤原)
 128, 169, 432, 437, 438, 447, 467, 497
 兼経(藤原・近衛) 264, 265
 顕綱(藤原) 432
 妍子(藤原) 90
 賢子(藤原) 467
 顕時(藤原) 215
 兼実(藤原・九条)
 41, 92, 206, 258, 259, 370, 372~377
 建春門院(平滋子)
 129, 136, 210, 371, 469, 471
 憲深 383
 顕親(源) 447
 顕盛(藤原) 426
 兼忠(源) 92, 258, 259
 顕忠(藤原) 257, 307
 兼長(藤原) 45, 216, 321
 顕長(藤原) 129

兼通(藤原) 477
 憲方(藤原) 429
 顕方(源・中院) 391
 顕房(源) 467
 兼頼(藤原) 122
 顕頼(藤原) 47, 48, 326, 327, 427
 顕隆(藤原) 48, 129, 167, 326
 建礼門院(平徳子) 188, 371, 378

二

小一条院(敦明) 90, 142, 513
 後一条天皇(敦成) 89, 95, 127, 152, 154,
 200, 201, 217, 222, 260, 261, 315, 419,
 473, 515
 高遠(藤原) 200
 高岳親王 190
 皇嘉門院 92, 93, 258, 259
 光季(伯) 207
 広義門院 266, 333
 公経(藤原・西園寺) 264, 265, 377, 388
 行経(藤原) 201
 広元(大江) 391
 孝謙(称徳)天皇 192, 282
 公行(藤原) 135
 光孝天皇 197, 199, 256, 307
 皇子(藤原) 90
 厚時(石寸) 120
 公実(藤原) 167, 221
 公親(藤原・徳大寺) 129, 135
 孝信(小槻) 55, 316
 行成(藤原) 121, 122, 127, 165, 422
 孝清(藤原) 437, 438
 公宣(藤原・三条) 173, 335
 公相(藤原・西園寺) 394
 光宗(伊賀) 393
 後宇多天皇 268, 396
 光忠(藤原・大炊御門) 135
 光長(藤原) 167
 恒貞親王 196
 高藤(藤原) 197, 198
 公任(藤原) 81, 165, 422
 光仁天皇 19, 191, 303

公能(藤原・徳大寺)	45, 216, 321
高能(藤原・一条)	388
康富(中原)	399
公房(藤原・三条)	139
光宝	383
光隆(藤原)	441, 443
行隆(藤原)	92
後龜山天皇	398
国通(藤原)	391
後嵯峨院高倉局	388
後嵯峨天皇(邦仁)	152, 168, 223, 266, 390, 391, 394, 395, 518, 533
後三条天皇	152, 153, 206, 320, 424, 445, 467
後白河天皇	39, 45, 46, 85, 89, 92, 93, 95, 129, 133, 136, 138, 140, 141, 168, 188, 190, 206, 207, 210, 223, 259, 261, 300, 317, 319, 325, 327, 359, 366, 368, 370~376, 378, 379, 387, 391, 395, 427, 451, 464, 469~471, 474, 500, 511, 512, 528, 530
後朱雀天皇(敦良)	89, 91, 95, 200, 201, 205
後醍醐天皇	223
後鳥羽天皇	141, 167, 168, 221, 223, 262, 327, 328, 359, 377, 378, 383, 530
近衛天皇	45, 47, 216, 321, 326, 366, 372, 469
後深草天皇	168, 396
後伏見天皇	268
後堀河天皇	67, 140, 379
後村上天皇	398
後冷泉天皇(親仁)	89, 90

さ

在樹(賀茂)	176
在国(藤原)	204
嵯峨天皇	190~196, 198, 222, 278, 289, 297, 299, 312~314, 490, 524~526
三条天皇(居貞)	89, 423, 477, 478
三条局(三位局)	388, 390

し

師尹(藤原)	255, 324
師遠(中原)	167
慈円	373
師家(源)	101
師家(藤原・松殿)	370, 372
資季(藤原・二条)	323
時姫(藤原)	423
師繼(藤原・花山院)	369, 391, 394~397
資経(藤原・吉田)	88, 363
師賢(藤原・花山院)	396, 397
師行(源)	166, 431
師時(源)	369, 446
時子(平)	468
師実(藤原)	217, 257, 355, 385, 437, 467
資子内親王	90
資俊(源)	98
師尚(中原)	56
四条天皇	263, 264, 390
時親(安倍)	316
師成(藤原)	386
時政(北条)	388, 391
時盛(源)	427
時村(北条)	393, 394
七条院	223
時忠(平)	129, 136, 371
師通(藤原)	169, 217, 257, 316
資通(藤原・万里小路)	363
実雅(藤原・一条)	388, 393
実季(藤原)	173
実基(藤原・徳大寺)	263
実教(藤原・徳大寺)	262
実兼(藤原・西園寺)	323
実賢	383, 392
実氏(藤原・西園寺)	396
実資(藤原)	90, 91, 95, 120, 121, 125, 138, 154, 204, 257, 261, 305, 306, 478
実時(北条・金沢)	356, 363, 393, 394
実親(藤原・三条)	263
実宗(藤原)	96, 262
実長(藤原)	135

実朝(源) 388
 実定(藤原・徳大寺) 129
 実冬(藤原・三条) 335
 実藤(藤原・西園寺) 264
 実任(藤原・西園寺) 98
 実能(藤原・徳大寺) 133, 135, 171, 325, 369
 実文(藤原・姉小路) 173
 実房(藤原・三条) 325
 実頼(藤原) 257
 師任(中原) 315
 時範(平) 165
 資平(藤原) 154, 260
 時平(藤原) 198~200, 256, 257, 307, 308, 386
 師輔(藤原) 259, 385
 師房(源) 386, 395
 重尹(藤原) 261
 修子内親王 90
 重信(源) 259
 重澄(三浦) 393
 遵子(藤原) 90
 俊成(藤原・もと顛広) 427
 俊盛(藤原) 427
 順徳天皇 168, 377, 378
 淳和天皇 192~196, 490
 淳仁天皇 192
 俊房(源) 436
 俊明(源) 167
 昇(源) 468
 浄雅 381
 上西門院(統子内親王) 129, 133, 138, 140, 387, 443
 昇子内親王 44
 昌子内親王 90, 120, 121, 137
 章子内親王 435
 章信(藤原) 154
 勝尊 383
 上東門院(藤原彰子) 89~91, 126, 127, 200, 201, 205, 308, 311, 313, 315, 419
 浄範 364
 聖武天皇 282

助道(鎌田) 391
 師頼(源) 217
 資頼(藤原・葉室) 88
 白河天皇 39, 48, 128, 129, 134, 136, 141, 167~170, 205~207, 217, 220~222, 317, 320, 326, 366, 412, 424~427, 432, 438, 439, 445, 447, 450, 451, 467~469, 471, 476, 489~491, 497, 499, 501, 512, 514, 520, 528
 師隆(源) 215
 信雅(藤原・坊門) 133
 信基(平) 321
 親経(藤原) 262
 親慶 392
 信行(藤原) 133
 泰山(谷重遠) 356, 357, 363
 信時(源) 217
 信清(藤原・坊門) 377
 信能(藤原・一条) 388
 信範(平) 136
 信輔(藤原) 133
 親房(藤原) 436

す

朱雀天皇(寛明) 80, 89, 121, 151, 176, 308
 崇徳天皇 45, 129, 133, 140, 166, 168, 216, 321, 332, 366

せ

清雅(源) 129
 聖海 383
 成賢 383
 政子(北条) 393
 盛子(平) 370~372
 妹子(藤原) 90
 濟時(藤原) 324, 386
 成周(藤原) 124
 成親(藤原) 39
 成信(藤原) 311
 斉信(藤原) 165
 正清(鎌田) 391
 正盛(平) 426, 470

清盛(平)	
136, 365, 366, 370~373, 377, 468, 470	
清盛女(平・兼雅室)	371, 378
政村(北条)	393
清台	120, 121
盛仲(小槻)	55, 167
成通(藤原)	48, 327
清通(大江)	416
盛定(源)	217
正頼(源)	125, 126
清和天皇(惟仁)	175, 196, 197, 303, 385
是秀(賀茂畠主)	176
宣経(藤原・花山院)	
365, 379~382, 387, 398	
詮慧	381
宣陽門院(覲子内親王)	139, 375, 383, 384

そ

宗行(藤原)	378
宗子(藤原)	92
宗俊(藤原)	166, 167
宗盛(平)	95, 190
宗尊親王	391, 393
宗忠(藤原・中御門)	
165, 173, 332, 412, 437, 447, 490	
宗長(藤原・難波)	390
宗冬(藤原・中御門)	396
宗能(藤原・中御門)	45, 48, 173, 327
宗良親王	397
尊長	390

た

泰経女(高階)	379
待賢門院(藤原璋子)	
129, 133, 138, 140, 391, 429, 476	
醍醐天皇(敦仁)	89, 121, 197~200, 222,
287, 308, 312, 515	
泰親(安倍)	362
泰村(三浦)	391, 393
泰長(安倍)	316, 319
代明親王	121
高倉天皇	95, 168, 372

鷹司院	98
竹殿(北条義時女・源定通室)	390
丹後局(高階栄子)	374

ち

知章(藤原)	154
忠雲	391
忠縁	365
忠雅(藤原・花山院)	355, 366, 368~373,
377, 378, 390, 391, 395	
忠雅女(藤原・花山院)	369, 370, 375
忠基(藤原)	104
忠教(藤原・難波)	217
仲経(藤原)	93
忠経(藤原・花山院)	365, 366, 377~379,
387, 388, 390, 391, 395	
忠光(藤原・花山院)	369
忠子(藤原・花山院)	370, 371
仲実(藤原)	433, 434
忠実(藤原)	166, 167, 220, 221, 437, 438,
447, 470, 490, 501	
忠親(藤原・中山)	
359, 368, 371, 378, 392, 395	
忠宗(藤原・花山院)	366, 369
忠尊	382
忠通(藤原)	92, 166, 215, 220, 366
仲平(藤原)	256
忠平(藤原)	
80, 83, 255, 256, 308, 312, 385, 470	
忠輔(藤原・花山院)	388
忠頼(藤原・花山院)	379, 382, 388
忠隆(藤原)	39, 446
長家(藤原)	165, 201
長雅(藤原・花山院)	391, 393, 396
朝雅(平賀)	391
澄空	364, 365
長経(藤原)	530
長慶天皇	398
朝経(藤原)	260, 261
朝光女(伊賀)	390, 393
長実(藤原)	331, 332, 468
長親(藤原)	499

長親(藤原・花山院・耕雲明魏) 397, 398
 長方(藤原) 136
 朝隆(藤原) 431
 陳政(藤原) 420~423

つ

通雅(藤原・花山院) 388, 391, 395, 396
 通基(藤原・一条) 387
 通具(源・堀川) 369
 通憲(藤原) 134
 通光(源・久我) 359, 378, 395
 通子(源・久我) 390
 通資(源・唐橋) 262
 通親(源・久我) 262, 327, 359, 366, 369,
 374~378, 382~384, 388, 390, 392, 395,
 399
 通宗(源・久我) 369, 375, 377, 390
 通忠(源・久我) 378, 395
 通方(源・中院) 388, 391
 通有(源・久我) 378
 土御門天皇 377, 390

て

定家(藤原) 369, 381
 定雅(藤原・花山院)
 366, 379~381, 388, 393~395
 定豪 392
 皇子(藤原) 92
 定子(藤原) 90, 126
 貞子(藤原・四条) 396
 定俊(清原) 315
 貞順(藤原) 417, 420, 423
 定親 392
 定清 392
 定長(藤原・花山院) 396
 定通(源・土御門) 390, 391
 定範 383
 定平(源) 98
 貞保親王 385
 天智天皇 19, 303
 天武天皇 19, 303

と

東院(藤原伊弉女・為尊親王室) 122, 124
 道家(藤原・九条) 263~265, 332, 334, 530
 道兼(藤原) 204
 道元 381, 382, 399
 道綱(藤原) 201, 257, 311
 道康親王 196
 冬嗣(藤原) 196, 386, 387
 道真(菅原) 197, 198, 308, 468
 道禪 383
 道長(藤原) 54, 83, 90, 91, 124,
 126~128, 138, 151, 152, 154, 169, 201,
 222, 257, 308, 311, 312, 315, 317, 336,
 378, 414, 419~424, 443~445, 450, 470,
 477, 478, 498, 519, 527
 道平(賀茂) 473
 道頼(藤原) 257
 道隆(藤原) 124, 126, 257
 鳥羽天皇 39, 45, 47, 48, 136, 141,
 167~169, 207, 216, 220, 221, 317, 320,
 321, 326, 328, 331, 355, 362, 366, 368,
 369, 387, 391, 428, 431, 446, 447,
 467~469, 471, 475~478, 490, 491, 500,
 514
 敦康親王 90, 126, 127
 敦忠(藤原) 80

な・に

内膳(藤原) 190
 中務(花山院御匣殿) 124
 日述 356, 357
 仁明天皇 194~196

の

能員(比企) 388
 能繼(藤原・一条) 388
 能氏(藤原・一条) 388
 能俊(源) 167
 能信(藤原) 165
 能長(藤原) 201
 能保(藤原・一条) 262, 379, 388, 393

は

八条院	19, 116, 468, 471, 530
花園天皇	268
範季(藤原)	133
範光(藤原)	378
範子(藤原)	262, 378
班子女王	197, 199
班足王	362
範智	390
範朝	390

ひ

東三条院(藤原詮子)	
89, 90, 124, 137, 138, 312, 315, 417, 418	
東二条院	396
光源氏	122
美子(藤原)	201
弼邦(大藏)	54
美福門院(藤原得子)	19, 116, 141, 207,
331, 368, 369, 391, 431	

ふ・へ

扶幹(藤原)	300
藤壺	122, 123
伏見天皇	152, 396
文義(小野)	54
文慶	120
平城天皇	190~193, 289, 313, 524, 526

ほ

豊子(藤原)	201
褒姒	362
奉親(小槻)	54, 315
奉親(但波)	54
坊門院(範子内親王)	377
保憲(賀茂)	476
保子(藤原・一条)	379, 388
保実(藤原)	92
保明(崇象)親王	89, 199, 308
堀河天皇	
165, 169, 207, 217, 317, 369, 439, 451	

ま行

牧の方	391
村上天皇	200, 257, 307, 385, 475, 477, 527
明覚	397
明子(藤原良房女・文徳中宮)	89, 196
明子(藤原・継継室)	284
文徳天皇(道康)	196

ゆ

融(源)	468
幽王	362
有季(糟屋)	388
有賢(源)	98
有国(藤原)	417
祐之(平)	124
有子(藤原・三条)	140
祐子内親王	90
祐俊(小槻)	55
有仁(源)	369
有成(藤原)	217
有頼(源・綾小路)	323

よ

陽成天皇	89, 175, 197, 300
陽明門院(禎子内親王)	206, 435
余慶	120

ら

頼家(源)	388, 390
頼義(源)	467
頼業(清原)	41, 56, 167
頼経(藤原・九条)	263, 392, 393
頼綱(源)	467
頼氏(藤原・一条)	388
頼実(藤原・大炊御門)	96, 325
頼盛(平)	468
頼宗(藤原)	165, 378, 498
頼長(藤原)	45, 171, 216, 221, 321, 366
頼朝(源)	262, 330, 366, 373~377, 388,
390, 391, 399	
頼通(藤原)	91, 95, 152, 154, 201, 257,

261, 305, 312, 316, 317, 435, 445, 470, 527

頼輔(藤原) 129

り

隆家(藤原) 257

隆雅(藤原) 93

隆季(藤原) 92, 447

隆佐(藤原) 81, 449

隆時(藤原) 437, 438

隆忠(藤原・松殿) 96, 371

良安(寺島) 385

良海 383

良経(藤原・九条) 388

良綱(藤原) 433, 434

良史(周) 305

良相(藤原) 417

良通(藤原・九条)

41, 44, 259, 372, 373, 376

良輔(藤原・九条) 44, 468

良房(藤原) 196, 289, 300, 385, 525

良頼(藤原) 95, 260

倫子(源) 54, 90, 118, 128, 498

れ・ろ

麗子(源) 217

冷泉天皇(憲平) 89, 121, 122, 200, 385, 417

六条天皇 208

掬子(藤原・西園寺) 264

【研究者名】

あ行

網野善彦 465

池享 21

池田淳 385

石母田正 3, 5~7, 275, 276, 303

市沢哲 269, 334

井上寛司 441

井上満郎 472

井原今朝男 11, 180, 210, 214

上島享 22, 412, 413, 424, 425, 443

上横手雅敬 14

遠藤珠紀 56, 294

遠藤基郎 11, 214

大饗亮 14

太田品二郎 356, 363, 397

大村拓生 204, 214

大山喬平 465

岡田希雄 363

尾上陽介 20, 24, 77, 116, 117, 266, 298,

299, 334, 513

小山田義夫 424

か行

寛敏生 191, 192, 194, 515

上川通夫 178

菊池武 385

北野亮 357

北山良雄 327

金田章裕 466

黒板伸夫 17

黒田俊雄 8, 15, 465

小坂眞二 474

近藤成一 13, 15, 139, 532

今正秀 11, 12, 298, 299

さ行

佐伯智広 328

酒井健彦 357

佐々木宗雄	153
笹山晴生	18, 289, 290
佐藤進一	10, 13, 50, 294, 532
佐藤泰弘	106
下郡剛	327
白根靖大	204, 223
杉橋隆夫	374
鈴木久男	466
関靖	356
菌部寿樹	22

た行

平雅行	392
高田淳	18, 287
高橋一樹	447
高橋昌明	431, 466
高橋康夫	466
竹内理三	5, 412
田島公	19, 302, 303
棚橋光男	292
玉井力	18, 20, 83, 287, 289, 325
田山方南	357
築島裕	364
土田直鎮	153, 154
寺内浩	81, 425, 444, 520
時野谷滋	5, 24, 116~118, 120, 122, 123, 300, 513
戸田芳実	465
富田正弘	533

な行

永井晋	19, 116, 117, 298, 299, 513
中込律子	81, 444
名子学	440
西本昌弘	279, 280, 287
西山良平	466
仁藤敦史	280
野口華世	139
野村忠夫	5, 278

は行

橋本義彦	477, 478
------	----------

畑中彩子	19
早川庄八	5, 279, 287
春名宏昭	192
福井俊彦	17~20, 24, 514
服藤早苗	256, 307
古瀬奈津子	280
保阪潤治	357
細谷勘資	396
本郷恵子	512

ま行

丸山仁	446, 447
美川圭	327, 466~468
村非章介	304
元木泰雄	431
桃崎有一郎	22
百瀬今朝雄	16, 333

や行

山内晋次	305
山岸常人	521
山田邦和	466
山本信吉	176, 418
吉川真司	6, 7, 12, 17, 278, 279, 287